

佐世保工業高等専門学校地域共同テクノセンター規則

(平成24年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保工業高等専門学校学則第6条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校地域共同テクノセンター（以下「センター」という。）の組織及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の共同利用教育研究施設として、学生の技術教育のための教育方法の開発・研究を行うとともに総合的実習及び教員の共同研究の場並びに地域社会における技術開発、技術振興及び技術者教育等に資することを目的とする。

(部門)

第3条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- 一 海洋・エネルギー部門
- 二 環境・生物部門
- 三 IT部門
- 四 加工計測システム部門
- 五 生涯学習部門

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 技術教育及び共同研究活動に対する技術開発支援の基本計画策定及び実施に関すること。
- 二 民間機関等との共同研究及び受託研究に関すること。
- 三 技術相談及び技術指導の実施並びに学術情報の提供に関すること。
- 四 地域企業等と連携した共同教育の促進支援に関すること。
- 五 西九州テクノコンソーシアムの構成機関と連携した地域の技術振興及び人材育成の促進支援に関すること。
- 六 地域教育界に対する実験教育支援及び教材支援に関すること。
- 七 その他センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(組織)

第5条 センターに、次の各号に掲げる教職員を置く。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 部門長
- 四 その他校長が必要と認める教職員

(センター長)

第6条 センター長は、本校教授及び准教授の中から校長が選任する。

- 2 センター長は、センターの業務を統括する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第7条 副センター長は、本校専任教員の中からセンター長の推薦により校長が選任する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
- 3 副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第8条 部門長は、第3条各号に定める部門ごとに、本校専任教員の中からセンター長の推薦により校長が選任する。

- 2 部門長は、センター長の命を受け、研究部門の業務に従事する。
- 3 部門長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第9条 センターに、センターの運営に関し必要な事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校地域共同テクノセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 第4条各号に定める業務に関すること。
- 二 各部門の連絡調整に関すること。
- 三 その他センターの管理運営に関すること。

(組織)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 教務主事
- 四 専攻科長
- 五 各学科長及び基幹教育科長
- 六 部門長
- 七 総務課長
- 八 その他センター長が必要と認めた者

(委員長)

第12条 委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第13条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第14条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第15条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し、必要な事項は別に定める。

(事務)

第16条 センターの事務は、総務課総務企画係において処理する。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 佐世保工業高等専門学校総合技術教育研究センター規則（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則（平成30年3月12日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。